

新型コロナウイルス緊急事態宣言期間延長

を受けての

グループわ の当面の活動

1. グループわ の活動

感染予防対策を十分行う。

密になる活動、イベント、行事は、避ける。

2. 本部事務所

緊急事態宣言解除（2月7日⇒3月7日）まで

来所者は、体温測定をして、37度以上の方は、自宅待機にしてください。

・役員

火、金曜日

企画、総務、財務、広報、事業は、各1名 と

理事長、副理事長（2）、会計の9名が出務

18名中9名＝5割出務

その他の平日

日直1名とする。

例外：財政再建業務、公募応募業務、受託業務、会員募集業務、総会準備業務、ボラ調整業務の担当は、必要に応じ出務

・役員以外の会員等

電話、メールで用件を済ませ、事務所訪問の必要が無いようにしてください。

3. 今後の会議 次の通り

(1) 総会：5月29日（土）…交歓会は夏か秋に延期予定

(2) 理事会：3月2日（火）…実施

(3) 運営委員会：2月16日（火）…中止（宣言解除の場合は実施）、
資料配布

3月26日（金）…実施

4. その他

(1) こべっこランド 2月21日（日）…市社協に確認の結果
感染予防対策をして開催

(2) フレイルチェック会 3月6日（土）中央区会…延期予定
3月24日（水）灘区会…実施予定

以上